

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する

米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

山田 晋

訳者解説

家庭内における親族や同居者による暴力や虐待は有効な解決策が見出されなまま、その被害は拡大している。^①このような家族内・家庭内を典型とする「親密な人間関係の圏内における暴力・虐待」は、加害者と被害者の属性の不平等な力関係の歴史的所産である場合が多い。それゆえに、その防止、処罰、廃絶に、社会の支配的な価値観の成果である国内法が先導的な役割を果たすことばかりではない。いきおい国際的規範の持つ力が大きな影響を持つことになる。^②

女性に対する暴力については、そのみを独立の対象とする国連条約は未だ存在しない。「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 (Declaration on the Elimination of Violence against Women)」^③国連総会決議 48／

① 女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

104（一九九三年国連総会採択）A/RES/48/104: 85th plenary meeting, 20 December 1993）と一九九五
年の第四回世界女性会議（World Conference on Women）で採択された「北京宣言」（Beijing Declaration）が
存するに止まり、法的拘束力のある法的文書は採択されていない。

一方、地域的国際機構である米州機構（Organización de los Estados Americanos OEA）は一九九四年六月に
女性の暴力に対する多国間条約を採択している。採択地名からベレン・ド・パラ条約（Convención de Belen
do Para）とも呼ばれるが、「女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（Convención Interamericana
para Prevenir, Sancionar y Erradicar la Violencia Contra la Mujer）」である。

ラテンアメリカでは一九九〇年代に女性に対する暴力を否定する三つの国際組織が存在した。米州保健機構
（Pan American Health Organization PAHO）、米州開発銀行（Inter-American Development Bank IDB）、米州
女性委員会（Comision Interamericana de Mujeres: Inter-American Commission of Women CIM）である。米
州女性委員会がドメスティック・バイオレンスを人権侵害と捉えたのに対し、米州保健機構はドメスティック・
バイオレンスを深刻な健康問題と捉え、米州開発銀行は「開発における女性」（WD）の課題と把握し、それぞ
れの問題把握は異なったが、一九九〇年以降、これらの組織は、状況の改善のために様々な努力を試みた。
一九九〇年に米州女性委員会は、「女性と暴力についての米州会議（Inter-American Consultation on Women
and Violence）」を開催した。そしてのちには、「女性に対する暴力の廃絶宣言（Declaration on the Eradication
of Violence Against American Women）」を採択する⁽³⁾。

ベレン・ド・パラ条約はこのような地域的展開の一つの果実である。

本条約は、女性に対する暴力を、「北京宣言」同様、「人間の尊厳に対する犯罪 (ofensa a la dignidad humana) であり、歴史的に形成された男女間の不平等な関係の表明 (manifestación de las relaciones de poder históricamente desiguales entre mujeres y hombres) である」とする (前文)。条約は、女性が暴力から自由である権利を認め (三条)、女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する国家の義務を定める (七条)。国家はそのためにとった措置を米州女性委員会に報告しなければならない (一〇条)。また個人、集団、NGOなどの市民団体は、締約国の施策に関して米州人権委員会 (Comision Interamericana de Derechos Humanos) に訴願 (petición) を提起できる。この訴願が米州人権条約に合致していれば、申立人は米州人権裁判所 (Corte Interamericana de Derechos Humanos) へ人権委員会を通して提訴できることになる。

米州機構加盟国の多くは本条約を批准しており、各国は条約に合致する国内法を一九九〇年代半ばより制定している。例えば、ボリビアの「家族・家庭における暴力に対する法 (Ley contra la Violencia en la Familia o Domestica)」、コスタリカの「女性に対する暴力の犯罪化法 (Ley de Penalización de la Violencia contra las Mujeres)」、エクアドルの「女性と家族への暴力に関する法 (Ley de Violencia de la Mujer y Familia)」、タマラの「家族内の暴力に対する予防、制裁、廃絶に関する法 (Ley para Prevenir, Sancionar y Erradicar la Violencia Intrafamiliar)」などで、他にメキシコ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、エルサルバドル、ペルー、プエルトリコ、サンタルシア、ウルグアイ、ベネズエラなどでも同種の立法がなされた。

以下に、資料として条約を翻訳する。テキストは英語とスペイン語を使用した。

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約 (ベレン・ド・バラ条約)

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

注

(1) 山田晋「暴力・虐待をめぐる現代的課題と権利擁護——法的視点から考える」『社会福祉研究』一一二号（二〇一一年）、二八―三四頁。

(2) 本澤巳代子「虐待・暴力法制の各国比較からみえた課題」、金川めぐみ「虐待・暴力に関する国際基準からの考察」、ともに日本社会保障法学会編『社会保障法二六号 虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革』法律文化社（二〇一一年）、所収。

(3) ラテンアメリカの女性に対する暴力への地域の対応については、Darren Hawkins and Melissa Humes, *Human Rights and Domestic Violence, Political Science Quarterly*, Vol.117, No.2 (Summer, 2002), pp.231-257.

翻訳 一九九四年「女性に対する暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）」

Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence Against Women.

“Convention of Belem do Para”: Convencion Interamericana Para Prevenir, Sancionar y Erradicar la Violencia contra la Mujer. “Convención de Belem do Para”

この条約の加盟国は、

人権の完全な尊重は、「人間の権利と義務に関するアメリカ宣言」(訳注1)と世界人権宣言において公式に規定されてきたこと、そして他の国際的法規と地域的法規において確認されてきたことを認め、

女性に対する暴力は、女性の人権と基本的自由の侵害となり、これらの諸権利と自由の遵守、享受、そして行使を害し、無効とすることを確信し、

女性に対する暴力は、人間の尊厳 (human dignity; dignidad humana) に対する犯罪であり、歴史的な男女間の不平等な力関係の表出 (manifestation) であることを考慮し、

第21回米州女性委員会代議員総会で採択された「女性に対する暴力の廃絶宣言 (the Declaration on the Elimination of Violence against Women: la Declaracion sobre la Erradicación de la Violencia contra la Mujer)」(訳注2)を想起し、そして女性に対する暴力は、階級、人種、民族集団、所得、文化、教育のレベル、年齢、宗教にかかわらずなく、社会のすべての部面に拡がり、そしてまさにその基盤に打撃をあたえるということを想起し、

女性に対する暴力の根絶は、女性個人のそして社会の発展のために、そして生活のすべての局面における彼らの完全で平等な参加のためには必須であることを確信し、

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約(ベレン・ド・パラ条約)

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

米州機構の枠組みにおいて、女性に対するあらゆる形態の暴力の防止、処罰、そして廃絶についての条約を採択することは、女性の権利の保護と彼女らに対する暴力の撤廃に対する明瞭な貢献であることを確信し、以下に合意した。

第一章 定義と適用の範囲

一条 本条約の目的のために、女性に対する暴力は、公的あるいは私的な領域においての、ジェンダーに基づく、女性の死、女性に対する身体的、性的あるいは心理的害悪あるいは苦痛を引き起こすすべての行為あるいは実施と理解される。

二条 女性に対する暴力は、身体的、性的、心理的暴力を含むものと理解されるべきであり、とりわけ、

a. 家族、あるいは家庭的結合あるいは他のいかなる対人的な関係の範囲内でおこる、加害者が女性と同居しているか同居してきたかにかかわらず、とりわけレイプ、殴打、性的虐待を含む。

b. それは地域社会で生じ、いかなる人物により実行されるのであれ、レイプ、性的虐待、拷問、人身売買、強制売春、誘拐、そして、教育機関、医療保健施設、そして他の場所におけるのと同様、職場でのセクハラを含む。

c. それがどこで発生するかにかかわらず、国家あるいはその組織により行われ容赦されるものを含む。

第二章 保護される権利

三条 すべての女性は、公、私のいずれの領域においても暴力から自由である権利を持つ。

四条 すべての女性は、人権に関する地域的なそして国際的な法規に具現された人権と自由の承認、享受、行使、そして保護に対する権利を持つ。それらはとりわけ以下のようなものを含む。

a. その生命が尊重される権利

b. 女性の身体的、精神的、道徳的安全 (integrity; integridad) が尊重される権利

c. 個人の自由と安全に対する権利

d. 拷問に服さない権利

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

e. 女性の個人の固有の尊厳が尊重され、女性の家族が保護される権利

f. 法の下と法規定における平等の保護の権利

g. 女性の権利を侵害する行為に対し、権限ある裁判所に対する簡易で迅速な請願・提訴の権利

h. 自由に組織する権利

i. 法の範囲内で、女性の宗教と信仰を告白する自由の権利

j. 公共サービスに対する平等のアクセスの権利、そして公共のことからの実施に、意思決定を含めて、参加する権利

五条 すべての女性は、彼女の市民的、政治的、経済的、社会的、そして文化的権利の自由にして完全な行使の権利を持つ。そして、人権についての地域的・国際的法規に具現されたこれらの権利の完全な保護を享受することができる。締約国は、女性に対する暴力は、これらの諸権利の行使を妨害し無効とするということを確認する。

六条 暴力からの自由のすべての女性の権利は、とりわけ以下のものを含む。

a. あらゆる形態の差別から自由である女性の権利

b. (女性の) 劣等性 (inferiority; inferioridad) あるいは従属性 (subordination; subordinación) の観念に基づいたステレオタイプ化された行動様式と社会的・文化的な日常活動にとらわれることなく、価値ある存在として評価され、教育をうける女性の権利

第三章 締約国の義務

七条 締約国は女性に対するすべての形態の暴力を非難し、あらゆる適切な手続きにより、遅滞なく、そのような暴力を予防し、制裁を科し、根絶するための政策を推進することに同意し、以下のことを保証する。

a. 女性に対する暴力のいかなる行為あるいは慣行にも関与することを禁止し、そして、締約国の関係諸官庁、政府役員、職員、組織、諸機関はこの義務と一致した行動をとる。

b. 女性に対する暴力の予防、調査、制裁を科すために十分な努力をする。

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

c. 女性に対する暴力を予防し、制裁を科し、根絶するために、そして必要なところでは、適切な行政上の手段をとるために、必要とされる刑法、民法、行政法、その他の種類の規定を国内法に含ませる。

d. 女性に対するハラスメント、威圧、脅迫をやめ、あるいは女性の生命や安全を害する、あるいは危険にさらす、あるいは財産に損害を与えるいかなる手段の行使をもやめることを、加害者に対して要求する法的手段を採用すること。

e. 現行法と諸規則を修正し撤廃するため、あるいは女性に対する暴力の存続あるいは寛容さを維持している、法的実務あるいは慣行を修正するための立法上の手段を含む、あらゆる適切な手段を執る。

f. とりわけ、保護的手段、適切な時期のヒアリング、そしてそのような手続への有効なアクセスなどを含む、暴力に晒されている女性のための公正で実効的な法的手段を構築する。

g. 暴力に晒されている女性が、損害賠償 (restitution; resarcimiento)、損失補償 (reparations; reparación)、あるいは他の、正当で効果的な救済に対する実効的なアクセスを確保するための必要な法的・行政的機構を構築する。

h. 本条約に対して実効性を付与するために必要な立法的あるいは他の手段を採用する。

八条 締約国は、以下のプログラムを含む特別の施策を漸進的に保証することに同意する。

a. 暴力から自由である女性の権利についての認識とその遵守を促進し、それらの人権が尊重され保護される女性の権利を促進する。

b. 教育課程の全てレベルに対して、適切なフォーマルそしてインフォーマルな教育プログラムの発展・展開を含む、男女の行動の社会的・文化的パターンを修正すること、そして男女のどちらかの劣等性あるいは優越性の思考に基づいた、あるいは女性に対する暴力を正当化し、助長してしまう男女のステレオタイプ化された役割に基づいた、偏見、慣習、その他全ての慣行に対抗すること。

c. 女性に対する暴力の防止、処罰、廃絶のための政策の実施に責任を持つ他の職員と同様、司法、警察、そして他の法の執行官の運営・管理に関与する全ての人々の教育と訓練を促進すること。

d. 暴力に服従している女性のために、公共あるいは民間部門の、シェルター、適切などころでは家族の全ての構成員に対するカウンセリング、影響を受ける子どもへのケアと後見などを含む、適切で専門的なサービスを

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

供給すること。

e. 女性に対する暴力の問題とその救済について、公衆の認識を向上させるように企図された政府あるいは民間の教育を促進し、支援すること。

f. 暴力に服従する女性に対して、公的、私的、そして社会的生活に完全に参加することを可能とする効果的な社会復帰（readjustment, rehabilitation）と職業訓練プログラムへのアクセスを供給すること。

g. 女性に対する暴力の廃絶に寄与するための適切なメディア・ガイドラインをあらゆる形態で発展させること、そして女性の尊厳の尊重を強化することをコミュニケーション・メディアに奨励する。

h. 女性に対する暴力の防止、処罰、廃絶のための手段の効果を評価するために、そして必要な改革を計画・実施するために、女性に対する暴力の原因、結果、頻度に関する統計や他の関連する情報を調査、収集することを保障すること。

i. 暴力に服従する女性を保護することを目的とするプログラムのアイデア、経験、実施の交換・交流のための国際協力を促進する。

九条 本章の施策を採用するにあたり、締約国は、暴力に対する女性の傷つきやすさ (vulnerability)、とりわけ、女性たちの人種、民族、経歴、あるいは移民、難民、あるいは強制退去させられた人物としての地位などの理由による傷つきやすさに特別の配慮をすべきである。同様の配慮は暴力に服従する女性に対してもなされるべきである。妊娠している者、あるいは障害者、未成年、高齢者、社会経済的に不利な立場、武力紛争の影響を受けている、あるいは彼らの自由を剝奪されている状況にある女性に対してもなされるべきである。

第四章 米州機構の保護制度

一〇条 暴力から自由になる全ての女性の権利を保護するために、締約国は、米州女性委員会に対して提出される国別報告書に、女性に対する暴力の予防、禁止のため、そして暴力の被害を受けた女性を支援するために採用された手段・施策についての情報を含めるべきである。

これらの手段を適用することについて締約国が観察する全ての困難、そして女性に対する暴力を引き起こす要素についても同様である。

一一条 条約の締約国と米州女性委員会は、米州人権裁判所に本条約の解釈についての勧告的意見を求めることができる。

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

一二条 いかなる個人、あるいは個人のグループ、あるいは米州機構の一つ以上の加盟国によって法的に承認された非政府組織は、米州人権委員会（the Inter-American Commission on Human Rights: la Comision Interamericana de Derechos Humanos）に対して、締約国による本条約七条の違反の告発（denunciations）あるいは申し立て（complaints）を内容とする請願（petitions）を提起できる。そして委員会は当該申し立てを、米州人権条約によって構築された規範と手続、そして請願を提起し検討するための米州人権委員会 の法規に従って検討すべきである。

第五章 一般条項

一三条 本条約のいかなる部分も、女性の権利と女性に対する暴力を防止し廃絶する適切な護衛手段（appropriate safeguards）についての、同等あるいはそれ以上の保護と保障を容認する締約国のいかなる国内法を制約あるいは制限するものと解されてはならない。

一四条 本条約のいかなる部分も、人権に関する米州条約あるいは、この領域における同等あるいはそれ以上の保護を規定する他のいかなる国際条約を制約あるいは制限するものと解されてはならない。

一五条 本条約は、米州機構の全加盟国に署名のために開放される。

一六条 本条約は、批准に服する。批准文書は米州機構事務総長に寄託される。

一七条 本条約は、他のいかなる国にも加入のために開放される。加入文書は米州機構事務総長に寄託される。

一八条 承認、署名、批准あるいは加入に際していかなる国も以下のような場合に、留保することができる。

a. その留保が本条約の目標と目的と一致しないものでない。

b. その留保が一般的な性質と一つ以上の特別の条項に関連していない。

一九条 いかなる締約国も、米州女性委員会を通して、本条約の改正の提案を総会に提出することができる。

修正は、本条約の締約国の三分の二がそれぞれの批准の文書を寄託したときに批准した国に関して発効する。

他の当事国については、彼らの批准文書を寄託したときに発効する。

二〇条 もし締約国が本条約で扱っている事項について、異なる制度によって統治されている二つ以上の領土的単位（ユニット）を持っている場合には、署名、批准、加入の時に、締約国は本条約がその全ての領土的

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

女性への暴力の防止、処罰、廢絶に関する米州条約（ベレン・ド・パラ条約）

單位に拡張されるか、あるいはただ一つまたはそれ以上の單位にのみ拡張するかを宣言することができる。

当該宣言は、本条約が適用される領土的單位あるいは單位を明瞭に特定した（*expressly specify*）その後の宣言の時に修正される。当該宣言は、米州機構事務総長に移送され、その受理後三〇日後に発効する。

二二条 本条約は、第二番目の批准文書の寄託の日の三〇日後に発効する。

第二番目の批准文書の寄託のうちに、本条約を批准あるいは加入したおのの國家について、その國の批准文書あるいは加入文書を寄託した日の三〇日後に発効する。

二二条 米州機構事務総長は、本条約の発効の開始を米州機構の全加盟國に通知しなければならない。

二三条 米州機構事務総長は、署名、批准、加入の寄託、宣言、そして締約國によって提起された全ての留保を含む、本条約の現状について、米州機構の全加盟國に対して年次報告書を提出しなければならない。

二四条 本条約は無期限に（*indefinitely*）効力を維持し続ける。しかしかなる締約國も、米州機構事務総長に、破棄の効力を持つ文書を寄託することによって、本条約を破棄できる。破棄の寄託の日の一年後に本条約

は破棄した国についての効力を終える。しかしその効力は破棄しない国については維持される。

二五条 等しく正文とされる英語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語のテキストの本条約の原文書は、米州機構事務総長に寄託される。事務総長は、国連憲章一〇二条に従って登録と刊行のために、認証謄本を国連事務総長へ送る。

(訳注1) 「人間の権利と義務に関するアメリカ宣言 (the American Declaration of the Rights and Duties of Man: la Declaración Americana de los Derechos y Deberes del Hombre)」は、一九四八年四月に南北アメリカ大陸の諸国により調印された。世界人権宣言に先立つものである。

(訳注2) 一九九〇年に米州女性委員会 (CIM) が、「女性と暴力についての米州会議 (Inter-American Consultation on Women and Violence)」を開催し、その後、採択された。

女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約 (ベレン・ド・パラ条約)